

OKINAWA GENERAL CONTRACTORS ASSOCIATION

沖建協会報



平成31年

No.587

4
月号

今月号の主な内容

- ◆ 第11回役員会を開催
- ◆ 青年部会が県外視察研修
- ◆ 年度末の安全パト実施



目 次

<NEWS>

第11回役員会を開催	1
青年部会が県外視察研修	3
青年部会がフォトコン展示会	4
支部活動報告	5
県内各地で現場安全パトロール実施	
那覇支部 那覇医師会に絵本贈呈	
浦添・西原支部 西海岸開発計画の早期着工を要請	
浦添・西原支部 浦添市に緑の募金贈呈	
中部支部 ボランティア清掃実施	
宮古支部 トライアスロン寄付金贈呈	

<お知らせ>

建設業福祉共済団からのお知らせ	9
-----------------	---

<メッセージボード>

技能労働者への適切な賃金水準の確保について	10
沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領	14
労働条件明示・書面交付強化月間における周知について	16
西日本建設業保証からのお知らせ	18

<建設雇用改善コーナー>

人材開発支援助成金の案内	20
--------------	----

<Message～後輩たちへ>

<事務局から>

協会の動き	22
今後の日程	22

<会員の異動>

<表紙写真>

【青年部会第10回フォトコンテスト ～島の魅力～ 優秀作品より】

〔人の部 優秀賞〕

題 名：この一本から始まる
技術の数々

撮 影 者：島袋 海斗

撮影場所：南風原アーチ橋

業界発展のため一致団結して取り組む

第11回役員会を開催



議事3件を審議

平成30年度第11回役員会を3月22日、建労センターで開催した。

開会のあいさつで下地米蔵会長は、地方の建設業は、インフラ整備だけではなく、災害時に先頭を切って道路啓開作業などを行い、地域の守り手としての重要な役割を担っていると強調。その上で「国土強靱化に向けた予算の確保や、安定した事業量の確保などを、業界が一致団結して声を上げていくことが大事だ」と述べた。また、協会が沖縄総合事務局と県と協定を結んでいる「災害又は事故における緊急的な応急対策等の支援に関する包括的協定」について、今後は、地域ごとに企業が保有する建設機械の種類や台数の把握など、より迅速かつ実践的な支援体制を確立する必要があると指摘し、会員ネットワーク構築の拡充を図る考えを示した。

議事では加入申請2件と退会届1件、5月の総会に上程予定の平成31年度事業計画(案)及び同予算(案)について審議、全会一致で承認された。事業方針および事業計画では、①受注拡大に係る要請活動として、将来における需要を見定めな



開会のあいさつをする下地会長

がら、ランクの見直し検討や提案を行う。②若年建設従事者の雇用拡大確保としては、4月1日から本格稼働するキャリアアップシステムの周知とその推進、さらにメディアやWEBなど新たな手法を積極的に活用する。③「働き方改革」による労働環境改善の取り組みにおいては、労働関係法整備に伴う残業の削減や週休2日制度への取り組みや関係行政機関との連携。④会員メリットへの取り組みでは、会員限定の工事総合補償制度への会員加入促進や、ワークライフバランス(WLB)導入に向けた周知並びに導入企業の評価への促進。⑤組織

強化並びに地域活動の推進については、地域(支部)の中核人材の育成などを説明。特に、創立70周年を契機にメディアを活用した取り組みでは、ラジオCMを活用するとし、建設業担い手確保・育成対策では、従来の現場見学会等に加え、新たな取り組みとして会員企業における従業員による「家族への会社見学及び現場見学会」を推進するとした。

次に、比嘉委員長から県土木建築部との意見交換会(2/5)、九州建設業協会土木委員会と九地整企画部との意見交換会(2/12)、同建築委員会と九地整営繕部との意見交換会(2/13)について報告。このうち、九地整営繕部との意見交換会で沖縄側から議題提案した「公共建築工事標準単価積算基準の「地足場」の歩掛りの見直し」について九地整からは、現状を本省に伝え、今後の改定の指標にしたいとの回答を得たとし、台風による架設の設置・撤去費用では、九地整が積み上げ計上となる除雪費用などの例を示しながら、具体的な明記がないことから、今後検討が必要との考えが示されたと説明した。このほか、青年部会の黒島一洋部会長が2月21日に行われた鹿児島県建設業協会青年部会との意見交換会について報告。最後に事務局が5月の総会日程について案内した。

閉会のあいさつで仲本豊副会長は「協会創立70周年記念と、新しい元号になる年、未来を見据えて弾みをつけていきたい。会員の皆さんのご協力をお願いしたい」と述べ、会を締めくくった。

○議事

- 1、加入申請について(2件):【北部支部】(有)ナザキ開発(取締役内間保)、【八重山支部】(有)兼久建設(代表取締役兼久敏和)
- 2、退会届について(1件):【北部支部】(有)仲宗根組(代表取締役仲宗根清仁)
- 3、平成31年度事業計画(案)及び同予算(案)について

○その他事項

- 1、沖縄県土木建築部との意見交換会について



意見交換会の報告をする比嘉委員長



鹿児島県建設業協会青年部会との意見交換を報告する黒島部会長



閉会のあいさつをする仲本副会長

- 2、九建協土木委員会、九地整企画部との意見交換会(報告)
- 3、九建協建築委員会、九地整営繕部との意見交換会(報告)
- 4、鹿児島県建設業協会青年部会との意見交換会
- 5、総会日程について

青年部会が県外視察研修

鹿児島建設業青年部会と意見交換



鹿児島青年部会の皆さん

青年部会(黒島一洋部会長)は2月21～23日の日程で鹿児島県を訪れ、鹿児島県建設業青年部会(西郷進平会長)と意見交換会を行うとともに、桜島国際火山砂防センターを訪ね、桜島で行われている砂防対策や除石工事の施工法などを学んだ。

初日の意見交換会には、黒島部会長をはじめ、石川裕憲副部会長、古波蔵太志副部会長、砂川和寛副部会長ら22人が出席。鹿児島側は、西郷会長のほか岩野仁保副会長、鎌田安典副会長、田島功輔副会長ら13人が参加し、週休2日制や工事発注における課題などについて意見を交わした。

このうち、週休2日制工事について、沖縄側が「沖縄総合事務局や沖縄県で実施しているが、日給月給制度が主な下請け企業の確保が困難」「適切な工期設定がされておらず、なかなか普及が進んでいない」などと現状を報告。鹿児島側も「鹿児島県は昨年2月から企業提案型による週休2日制工事を試行している」とし、「4週8休が実施されれば、間接工事費の増額補正などを行っている」と説明。しかし、実施状況からするとまだまだ低い状況にあるとして、今後の普及には、適正な工期確保に加えて工事費の補正を4週6休達成の工事にも拡大するなどのインセンティブが必要との考えを示した。

また、工事発注における課題では、沖縄側から先行工事の遅れや発注者の事前協議不足により



沖縄建設業青年部会メンバー

工事受注後、数カ月も着工できずにいる事例を紹介。鹿児島側からは標準工期を勘案しても明らかに繰り越しとなるべき工事が年度内工期に設定されている案件があるなどの報告があった。このほか、第三者による品質証明制度や担い手確保・人材育成活動について意見を交わした。

2日目の桜島国際火山砂防センターでは、九州地方整備局大隅河川国道事務所の堀ノ内義博所長が事業経緯や概要を説明したほか、中流域での土石流規模拡大防止を目的とした砂防えん堤や床固工、下流域の土石流を海まで安全に流下させることを目的とする流路工の実施など、流域ごとに区分している整備方針等を解説。施工中の安全対策としては、ガス検知器の配備や噴石監視員の配置を行っているほか、危険箇所では遠隔操作ロボットを市販の建機に装着させ、安全に配慮した除石作業を行っている事例などを紹介した。黒島部会長は「桜島においても、沖縄県における台風災害のように、地域の建設業が住民の生活を守るために尽力している」と述べ「建機の遠隔操作技術などは、県内の災害発生現場でも有効な手段となり得るのではないか」と期待を示した。

建設業の魅力をPR

沖銀本店でフォトコン入賞作品展示会

青年部会(黒島一洋部会長)主催のフォトコンテスト「島の魅力」の優秀作品展示会が3月18日から22日の日程で、那覇市の沖縄銀行本店で行われた。

今年で10回目を数えるフォトコンテスト「島の魅力」は、建設業界への理解とイメージアップを目的に、構造物や建設現場で働く人々の姿を捉えた写真を広く県民から公募。応募のあった中から、最優秀賞や優秀賞、学生を対象とした特別賞を各部門で各1点、入選を各部門で10点、みんなの公共「建築賞」、みんなの公共「土木賞」、沖縄建設新聞社長賞、現場で働く美ら小町賞などを設定している。2009年の第1回からこれまでに延べ1912作品の応募があった。

今回は、建設業が造りだす構造物を対象にした「造の部」と建設業界で働く人々を対象にした「人の部」のほか、過去10回の最優秀作品の中から青



作品を鑑賞する女性

年部会が1点を選定する「グランプリ」を設けた。応募作品は205点あり、34作品が入賞した。作品に見入っていた女性は「普段見られない工事現場の写真は見ていて新鮮。とてもきれいに撮れていて魅力を感じる」と話した。



県内各地で現場安全パトロール実施

建設業労働災害防止協会沖縄県支部の各分会は、年度末の繁忙期を控え、労働災害の未然防止と安全管理の徹底を目的に、県内各地で建設現場安全パトロールを実施した。

■建災防那覇分会・南部分会（那覇支部・南部支部）

建災防那覇分会（長山宏分会長）と南部分会（上原進分会長）は2月13日に合同で管内の安全パトロールを実施。パトロールは3班に分かれ、高良小学校改築工事や大名市営住宅第3期建替工事A棟、農連南街区分譲住宅等、県営南風原団地建替工事など各現場を巡回。足場や資材の整理状況などを確認した。このうち農連南街区をパトロールした2班の呉屋忠男班長（金秀建設㈱）は「建設業の労働災害で多いのは転落事故。開口部の養生をしっかりと行ってほしい」とアドバイス。また、交代で班長を務めた玉城判氏（㈱東恩納久組）は「足場材の劣化も事故につながる」と指摘したほか、立ち入り禁止などの注意表示の徹底も呼び掛けた。



足場等をチェックした（2月13日）

■建災防中部分会（中部支部）

建災防中部分会（手登根明分会長）は2月21日、年度末の建設現場安全パトロールを実施、安全指導員ら13人が参加した。

当日は3班に分かれて、うるま市や沖縄市、宜野湾市、北中城村、北谷町、嘉手納町、読谷村などで建設中のマンションや、店舗などの民間工事の現場を中心に巡回。墜落防止対策の取り組みや安全管理体制などをチェックした。パトロール終了後の報告会では、危険要因の除去、改善に向けた取り組みを再確認した。



パトロールした現場（2月20日）

支部活動報告

■建災防北部分会（北部支部）

建災防北部分会（仲泊栄次分会長）は3月20日、建設現場安全パトロールを実施、安全指導員ら8人が参加。名護市内の特別老人ホームかりゆしぬ村改築工事、モグサ線道路改良工事（その3）、世富慶IC改良工事現場、本部町の本部港（本部地区）岸壁（-10.5m）整備工事（H30-1）、国道449号新本部大橋橋梁整備工事（橋面工H30）、上本部小中一貫校校舎改築工事（建築）「1工区・2工区・3工区共通」、国頭村の（仮称）瀬底プロジェクトホテル棟他解体工事の現場など12カ所を巡回、安全管理の徹底を呼びかけた。



高所作業場をチェック（3月20日）

■建災防宮古分会（宮古支部）

建災防宮古分会（長田幸夫分会長）は2月19日、宮古労働基準監督署（宮國浩署長）と合同で建設現場の年度末パトロールを実施した。出発式で長田分会長は、ヒヤリハット体験に関する実態調査の分析結果を紹介しながら、「ストレス反応が高い人、不眠症状のある人はヒヤリハットを体験するリスクが正常の人の2・3倍高いと言われている」と指摘。「今の時期は検査前で施工現場書類作成や作業の追い込みに入る。パトロールでは危険箇所を総点検し速やかに防止対策を講じるよう指導していただきたい」と呼び掛けた。その後一行は、平良港クルーズ岸壁現場等の建設現場をパトロールした。



指差し唱和する指導員ら（2月19日）

■建災防八重山分会（八重山支部）

建災防八重山分会（米盛博明分会長）は3月18日に安全パトロールを実施、安全指導員ら6人が、石垣市内の建設現場11カ所を巡回した。

米盛分会長は「年度末は各現場とも工期が迫っているということもあり、安全管理がおろそかになる場合がある。また、民家の建築現場などは、一人の現場管理者がいくつも現場を受け持つこともある」と指摘。安全パトロールでいま一度注意喚起し安全管理の徹底を呼びかけた。また、来年度から義務化されるフルハーネス型安全帯使用に関する講習会の案内も行い、参加を呼びかけた。



指差し唱和する指導員ら（3月18日）

■那覇支部 那覇医師会に絵本贈呈

那覇支部(長山宏支部長)は3月8日、建設業のイメージアップ事業の一環として、那覇市医師会(山城千秋会長)に絵本を贈呈した。絵本は「みんなで!いえをたてる」と「どうろこうじのくるま」の2種類・計46冊を贈呈。贈呈した絵本は、那覇市医師会を通じて、那覇市内の小児科のある病院に配布される。

長山支部長は「診察の待合時間に親子で絵本を読んでもらい、建設業界に興味を持ってもらいたい」と期待した。山城会長は「良い取り組みだと思う。今はバリエードがあって、建設現場を見る機会も少なくなったので、子どもたちが絵本を読んで業界に興味を持ってもらえたら」と話した。

同支部は、これまでに市内や久米島、北大東



山城会長(右)に絵本を手渡した島、南大東島の保育園・幼稚園に絵本を贈呈しており、今年度は188カ所に376冊を配布した。

■浦添・西原支部 西海岸開発計画の早期着工を要請

浦添・西原支部(知念章支部長)の宮里佳斉副支部長ら役員は3月12日、浦添市役所を訪れ、松本哲治市長と島尻忠明市議会議員に西海岸開発計画を早期に着工するよう要請した。

要請では、西海岸地域に今後展開される埋め立て事業の推進によって、物流施設やコースタルリゾート地区の整備計画、現在整備中の大型商業施設(サンエー浦添西海岸PARCO CITY)との相乗効果を強調。市内企業が自立型経済構築の一翼を担うためにも、西海岸開発計画の早期決定を求めた。これに対し松本市長は「今が勝負のとき。今後県と那覇市と話し合いを進め、西海岸が発展するよう一致団結して頑張っていきたい」と強い意欲を示し、島尻議長は「工事スタートに向けてのお力添えをいただきたい」と述べた。



松本市長(右)に要請書を手渡す宮里副支部長

支部活動報告

■浦添・西原支部 浦添市に緑の募金贈呈

浦添・西原支部(知念章支部長)は3月12日、浦添市の松本哲治市長を訪ね、緑の募金運動で集めた7万1,000円を贈呈した。募金は同支部会員企業など33社が協力したもので、今年も多くの善意が寄せられた。

贈呈式に出席した宮里佳斉副支部長は「地域の緑化に役立ててほしい」と述べ、松本市長に募金を手渡した。

同募金は地球温暖化を目的とした緑化活動に活用されている。同支部では毎年2月1日～2月28日までの募金集中期間に支部会員企業を中心に募金活動を行っている。



贈呈式後、松本市長(右から3人目)とともに

■中部支部 ボランティア清掃実施

中部支部(手登根明支部長)は3月27日、沖縄市の中部建設会館の県道26号線沿いで恒例の清掃活動を実施した。支部会員企業から約60人が参加、約1時間の清掃で4トントラック1台分の雑草やごみを回収した。手登根支部長は「年度末の忙しいところ、多くの会員に集まっていただき感謝している。建設業として、美化活動を行うことで地域に貢献しよう」と呼びかけた。

同支部は平成17年から県の道路ボランティア団体として、県道の清掃活動を実施しており今年で25回目。



植栽に繁茂する雑草を刈った

■宮古支部 トライアスロン寄付金贈呈

宮古支部(長田幸夫支部長)は3月18日、宮古島市役所に下地敏彦市長を訪ね、4月14日に開催する「第35回宮古島トライアスロン大会」に寄付金を贈呈した。

下地市長は「いつもご協力いただき感謝している」と謝意を伝え、大会の成功を誓った。長田支部長は「今年も多くのドラマがあると思う」と述べ、「35回目を迎える今回の記念大会が素晴らしい大会となるよう、盛り上げていきたい」と話した。



下地市長(左から3人目)に寄付金を手渡した

<法定外労災補償制度>

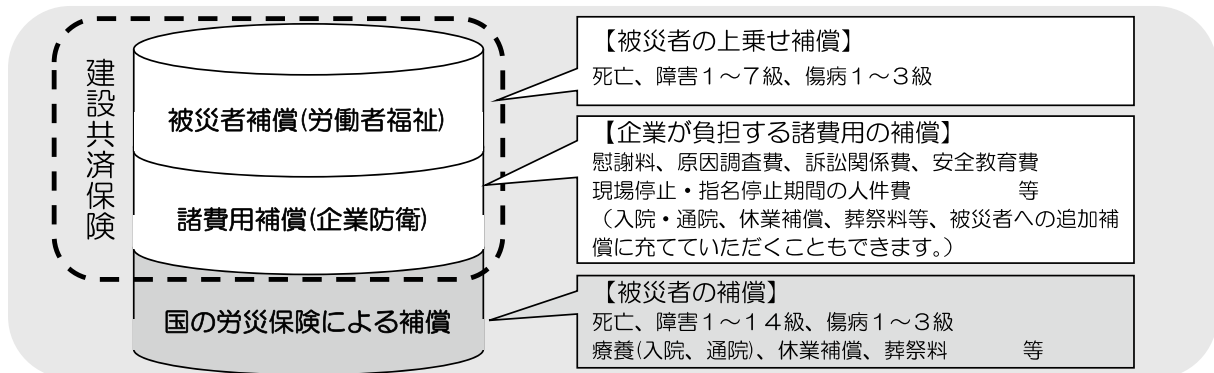
建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！

(年間完成工事高契約)

◆建設共済保険は、建設業界の声を受けて生まれた制度です。

建設共済保険は、建設業を対象にした法定外労災補償制度の創設を望む建設業界の声を受け、昭和45年に全国建設業協会と建設業福祉共済団が特約を結び、建設省(現：国土交通省)及び労働省(現：厚生労働省)の認可を受けてわが国で初めて創設された制度です。

運営団体の建設業福祉共済団は平成25年度に公益認定を取得し、公益財団法人としてより一層の労働者の福祉の向上や建設業の更なる発展等を目指し運営しています。また、当共済団は、各都道府県建設業協会の賛助会員であり、事務委託契約を結んで建設共済保険の普及促進を行っています。



1. 加入対象企業

国土交通大臣または都道府県知事の建設業許可を取得している建設業者であれば加入いただけます。

2. 補償の対象となる方

保険契約者が施工する元請・下請工事現場に就労する、自社および下請会社に雇用される労働者(アルバイト等を含みます。)を無記名で補償します。

※保険契約者である事業主(労災保険の特別加入をすることができる方(従業員300人以下の場合))も補償対象となります。

※役員、事務職員等の方は追加加入いただけます。詳しくはお問い合わせください。

3. 保険金をお支払いする場合

労災保険法に定める業務上または通勤途上の災害により、死亡、障害の1級から7級、または傷病の1級から3級に該当した場合です。

【建設共済保険の特長】

- ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ④元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑤代表者(保険契約者)も補償(従業員300人以下の場合)
- ⑥経営事項審査において15点の加点

【年間掛金の目安】

保険区分合計 1,000万円

(被災者補償保険金 500万円)

(諸費用補償保険金 500万円) の場合

完工高	土木一式工事	建築一式工事
1億円	33,440円	12,760円
2億円	57,760円	22,040円
5億円	121,600円	46,400円
10億円	197,600円	75,400円
50億円	760,000円	290,000円

保険区分合計を2,000万円、3,000万円、4,000万円とする場合は、それぞれ上記掛金の2倍、3倍、4倍となります。

◆「建設共済保険」の他にも次のような事業を行っています。

【育英奨学事業】

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

【労働安全衛生推進事業】

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- 安全衛生推進者表彰 等

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

公益財団法人 建設業福祉共済団

Tel 03-3591-8451

URL: <http://www.kyousaidan.or.jp/>

取扱機関

一般社団法人 沖縄県建設業協会

Tel 098-876-5211

建設共済保険

検索

国土入企第54号
平成31年2月22日

一般社団法人全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局長

技能労働者への適切な賃金水準の確保について

技能労働者の確保・育成のためには、適切な賃金水準の確保等による処遇改善が極めて重要です。

国土交通省においては、これまでの6度にわたる公共工事設計労務単価の上昇(平成25年4月、平成26年2月、平成27年2月、平成28年2月、平成29年3月及び平成30年3月)に際し、その都度、建設業団体の長あてに「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」(平成30年2月16日付け国土入企第27号等)を発出するとともに、国土交通大臣、副大臣又は大臣政務官から建設業団体4団体に対し、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保、社会保険加入の徹底等を直接要請してきたところです。

また、多くの建設業団体においても、技能労働者に対する適切な水準の賃金の支払い、社会保険への加入の徹底等について決議がなされる等、現場の技能労働者の処遇が改善されるよう、業界を挙げて取り組んでいるところです。

さらに、公共工事発注機関においては、平成26年6月に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号。以下「公共工事品質確保法」という。)等の趣旨を踏まえ、将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の確保・育成に配慮しつつ、発注関係事務の適切な実施に取り組んでいるところです。

本日、国土交通省が平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価(以下「新労務単価」という。)が決定・公表され、平成30年3月から適用されている公共工事設計労務単価(以下「旧労務単価」という。)と比べ、全国平均で3.3%、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)の平均では3.6%の上昇(全職種単価の単純平均の伸び率)となったところです。これにより、平成24年度の労務単価と新労務単価を比べると、全国平均で48.0%、被災3県の平均では64.0%の上昇(全職種単価の単純平均の伸び率)となります。

こうした中、技能労働者の賃金は平成29年までの5年間で約14%上昇しており、他産業と比較しても高い伸び率を示しているものの、製造業と比べ低い水準となっています。また、政府から経済界に対し、賃金の継続的な引上げに向けた取組が要請されているところです。

以上を踏まえ、貴団体におかれては、傘下の会員企業に対し、下記の措置を講じることにより、引き続き、適切な賃金水準の確保を促し、技能労働者の処遇改善を図るよう、改めて周知をお願いします。

また、別添1を各都道府県及び各政令指定都市あてに通知しておりますので、併せてお知らせします。

記

1. 技能労働者への適切な水準の賃金の支払いについて

公共工事品質確保法においては、受注者の責務として、基本理念にのっとり、契約された公共工事を適正に実施し、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めること(第8条第1項)、技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めること(第8条第2項)等が位置づけられている。

公共工事設計労務単価の上昇は、直接的には発注者が積算する予定価格の上昇につながるが、これを技能労働者の処遇改善にもつなげるため、元請業者においては、適切な価格での下請契約の締結を徹底するとともに、下請業者に対し、再下請業者との適切な価格での契約の締結や、技能労働者への適切な水準の賃金の支払いを要請する等、現場を支える技能労働者の隅々まで適切な水準の賃金が支払われるよう最大限努めること。なお、平成29年度に国土交通省が実施した社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査(以下「実態調査」という。)によれば、高次の下請業者において、技能労働者の賃金が低い傾向となっており、また、賃金を引き上げたとの回答の割合も低くなっていることも踏まえ、元請業者においては、下請契約の締結に際してこうした状況を考慮するとともに、下請業者においては、自ら雇用する技能労働者の賃金水準の引き上げを図ること。

2. インフレスライド条項の適用等について

国土交通省直轄工事では、本日付の新労務単価の上昇を受け、別添2のとおり、

- ① 平成31年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、新労務単価に基づく請負代金額に変更する
- ② 平成31年2月28日以前に契約を締結した工事のうち、3月1日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」(平成26年1月30日付け国地契第57号、国官技第253号、国営管第393号、国営計第107号、国港総第471号、国港技第97号、国空予管第491号、国空安保第711号、国空交企第523号、国北予第36号)の記1.(1)及び2.から8.まで(4.(3)を除く。)の規定を準用する

こと等とし、地方公共団体に対しては、別添1の記2.のとおり、適切な運用を要請したところである。

これらの取扱いにより請負代金額が変更された場合は、1.の趣旨にのっとり、元請業者と下請業者の間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者の賃金水準の引き上げ等について適切に対応すること。

3. 法定福利費等の適切な支払いと社会保険への加入徹底に関する指導について

新労務単価においても、引き続き、技能労働者が社会保険等に参加するために必要な社会保険料の本人負担分が勘案されているほか、国土交通省直轄工事においては、平成24年4月に行われた現場管理費率式の見直しにより、事業主が負担すべき法定福利費についても、適切に予定価格に反映されるよう措置されている。また、地方公共団体に対しては、別添1の記3.のとおり、適切な措置を要請したところである。

これらを踏まえ、元請業者においては、受注時における適正な法定福利費等(社会保険料の事業主負担分及び本人負担分)の確保に努めること。また、平成29年度に国土交通省が実施した実態調査によると、高次の下請業者ほど十分に法定福利費を受け取れていない工事の割合が多い傾向が見られたことを踏まえ、必要な法定福利費が確実に確保されるよう、下請業者に対し、見積条件に明示すること等により、法定福利費を内訳明示した見積書の提出を促すこと。さらに、提出された見積書を尊重して法定福利費を適正に含んだ額により下請契約を締結すること。併せて、下請契約の締結にあたっては、社会保険料の本人負担分についても適切に請負金額に反映すること。

加えて、平成29年7月に建設工事標準請負契約約款を改正し、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に法定福利費を明示するものとする規定を新設したことを踏まえ、公共発注者及び民間発注者の請負契約約款の改正に的確に対応するとともに、建設工事標準下請契約約款を速やかに採用する等、建設工事標準請負契約約款の実施について適切に対応すること。

また、下請業者においては、注文者(元請業者又は直近上位の下請業者)に対し、標準見積書等の法定福利費を内訳明示した見積書を提出するとともに、再下請業者に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の提出を促し、提出された見積書を尊重すること。併せて、自ら雇用する技能労働者に対し、社会保険料の本人負担分を適切に含んだ額の賃金を支払い、法令が求める社会保険に加入させること。

なお、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成13年3月9日閣議決定。平成26年9月30日最終変更。)においては、「法令に違反して社会保険に加入していない建設業者について、公共工事の元請業者から排除するため、定期の競争参加資格審査等で必要な対策を講ずるものとする」ことや、「元請業者に対し社会保険未加入業者との契約締結を禁止することや、社会保険未加入業者を確認した際に建設業許可行政庁又は社会保険担当部局へ通報すること等の措置を講ずることにより、下請業者も含めてその排除を図るものとする」こととされており、公共工事発注機関にこれらの措置を講ずるよう要請している。

4. 若年入職者の積極的な確保について

若年労働者の処遇改善により若年入職者を確保した企業が円滑な技能承継を通じて成長していくといった健全な循環を形成することができるよう、新労務単価の上昇を若年労働者の賃金引き上げと社会保険への加入につなげ、処遇改善を一層進めることによって、若年入職者の確保を更に積極的に推進すること。

5. ダンピング受注の取り止めについて

ダンピング受注は下請業者へのしわ寄せや技能労働者の賃金水準低下等につながりやすく、担い手の確保・育成を困難とするものであることから、適正な金額による契約締結を徹底し、ダンピング受注を取り止めること。

また、建設業法(昭和24年法律第100号)第19条の3に規定されているとおり、建設工事の注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、工事の施工に通常必要と認められる原価に満たない金額での契約を締結してはならないことについて、改めて趣旨を徹底すること。

6. 適正な工期設定に伴う必要経費の確保について

工期の設定に当たっては、昨年7月に改訂された「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」(建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議申合せ)に基づき、不当に短い工期となることのないよう、適正な工期での請負契約を締結することに努めるとともに、適正な工期設定に伴い、労務費(社会保険の保険料の本人負担分を含む賃金)は勿論のこと、社会保険の法定福利費(社会保険の保険料の事業主負担分)、建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額などの必要経費にしわ寄せが生じないよう、法定福利費等を見積書や請負代金内訳書に明示すること等により、適正な請負代金による請負契約を締結すること。また、下請契約においても、これらの必要経費を含んだ適正な請負代金による下請契約を締結すること。

以 上

土 技 第1492号
平成31年2月26日

(一 社)沖縄県建設業協会長 殿

沖縄県土木建築部長

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」別表第1 における安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故及び工事関係 者事故に対する指名停止措置の改定について (通知)

時下、ますます御盛栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、沖縄県の土木建築行政の推進のため御協力賜り感謝申し上げます。

標記の件につきまして、別紙により改定しましたので通知します。また、貴管下関係会員に対しても、周知方お願い致します。

なお、当該内容につきましては技術・建設業課ホームページ(<https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/nyuusatu/nyuusatsukannrennjyouhou.html>)へも掲載しておりますのでご参照下さい。

受注者の皆様へ

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」別表第1における「安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故」等に対する指名停止措置について(改定)

「安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故」及び「安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故」に対する指名停止措置については、下記のとおり改定しましたのでご留意下さい。

※平成31年4月1日から適用する。

※指名停止措置の原因となる事実又は行為が適用日以前に発生したものについては、なお従前の例による。

(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)

5 県発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。

区 分	当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は公訴提起が行われた場合	労働安全衛生法、道路交通法、河川法、道路法等の関係法令に違反する事実があった場合	発注者が設計図書等により示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合
死亡(複数)	6か月	5か月	5か月
死亡(1人)	5か月	4か月	4か月
負傷(重傷)	4か月	3か月	3か月
負傷(軽傷)	3か月	2か月	2か月
損 害	2か月	1か月	1か月

※重傷とは、全治1か月(30日)以上の加療を要する場合とする。(以下同じ。)

※軽傷とは、休業4日以上(もしくはそれに相当する負傷)全治1か月(30日)未満の加療を要する場合とする。(以下同じ。)

※現場代理人等には、以下に掲げる者を含む。(以下同じ。)

・統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、安全衛生責任者(下請人が置いた者を含む。施工体系図により確認。)

※「施工に当たり」とは、単に工事の現場における事故のみに時間と場所を限定するものではなく、資機材、残土等の運搬中、あるいは土捨場、資材置場等における事故を含めたものとする。(以下同じ。)

- 6 上記5以外工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。

区 分	原則として当該工事の現場代理人等が逮捕又は公訴提起が行われた場合
死亡(複数)	3か月
死亡(1人)	2か月
負傷(重傷)	2か月
負傷(軽傷)	1か月
損 害	1か月

(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)

- 7 県発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。

区 分	当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は公訴提起が行われた場合	労働安全衛生法、道路交通法、河川法、道路法等の関係法令に違反する事実があった場合	発注者が設計図書等により示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合
死亡(複数)	4か月	3か月	3か月
死亡(1人)	3か月	2か月	2か月
負傷(重傷)	2か月	1か月	1か月
負傷(軽傷)	1か月	2週間	2週間

※重傷、軽傷等については「5(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)」のとおり。

- 8 上記7以外工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。

区 分	原則として当該工事の現場代理人等が逮捕又は公訴提起が行われた場合
死亡(複数)	2か月
死亡(1人)	1か月
負 傷	2週間

平成31年3月6日

沖縄県建設業協会
ご担当者様

沖縄労働局労働基準部監督課長

平成30年度労働条件明示・書面交付強化月間における
労働条件明示の周知について（御依頼）

時下、益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より労働行政の運営につきましては格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、書面による労働条件の明示がないことによる労使間のトラブルを防止し安心して働くことのできる職場環境づくりを行っていくことは、働き方改革を進めていく上での基本となります。

このため、沖縄労働局では、新規採用者等が最も多いと考えられる4月に向け、その直前の3月を「労働条件明示・書面交付強化月間」と定め、書面による労働条件明示の重要性について、周知・啓発を行っているところです。

つきましては、本趣旨を御理解いただき、リーフレットの傘下企業への配布、ホームページ、広報誌などへの掲載等による周知にご協力いただきたくお願い申し上げます。

(担当) 沖縄労働局労働基準部監督課 平良、瀬底
電話 098-868-4303

労働条件通知書記入例

[illegible]

労働条件明示についてのお問い合わせ・ご相談は [こちらへ](#)

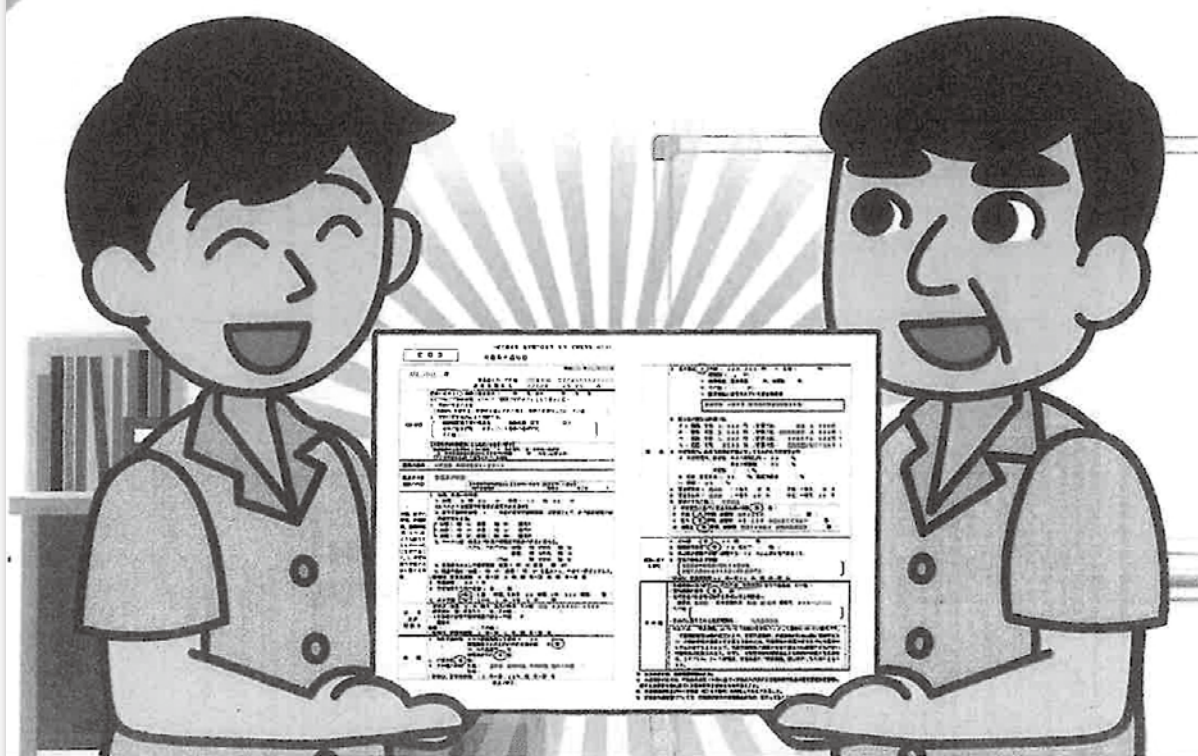
那霸労働基準監督署 (☎098-868-8033)
名護労働基準監督署 (☎0980-52-2691)
八重山労働基準監督署 (☎0980-82-2344)

沖縄労働基準監督署 (☎098-982-1263)
宮古労働基準監督署 (☎0980-72-2303)

交付していますか？

もらっていますか？

労働条件通知書



良好な職場環境の第一歩は**労働条件の明示**から

労働者を採用するときは、**労働条件通知書**を交付しましょう。

事業場に採用されたら、交付された**労働条件通知書**を確認しましょう。

事業主は、労働者を雇い入れる際に、「**労働条件を明示した書面**」を交付しなければなりません。(労働基準法第15条)



沖縄労働局労働基準部監督課 098-868-4303

沖縄県内の公共工事動向 (平成31年2月分)

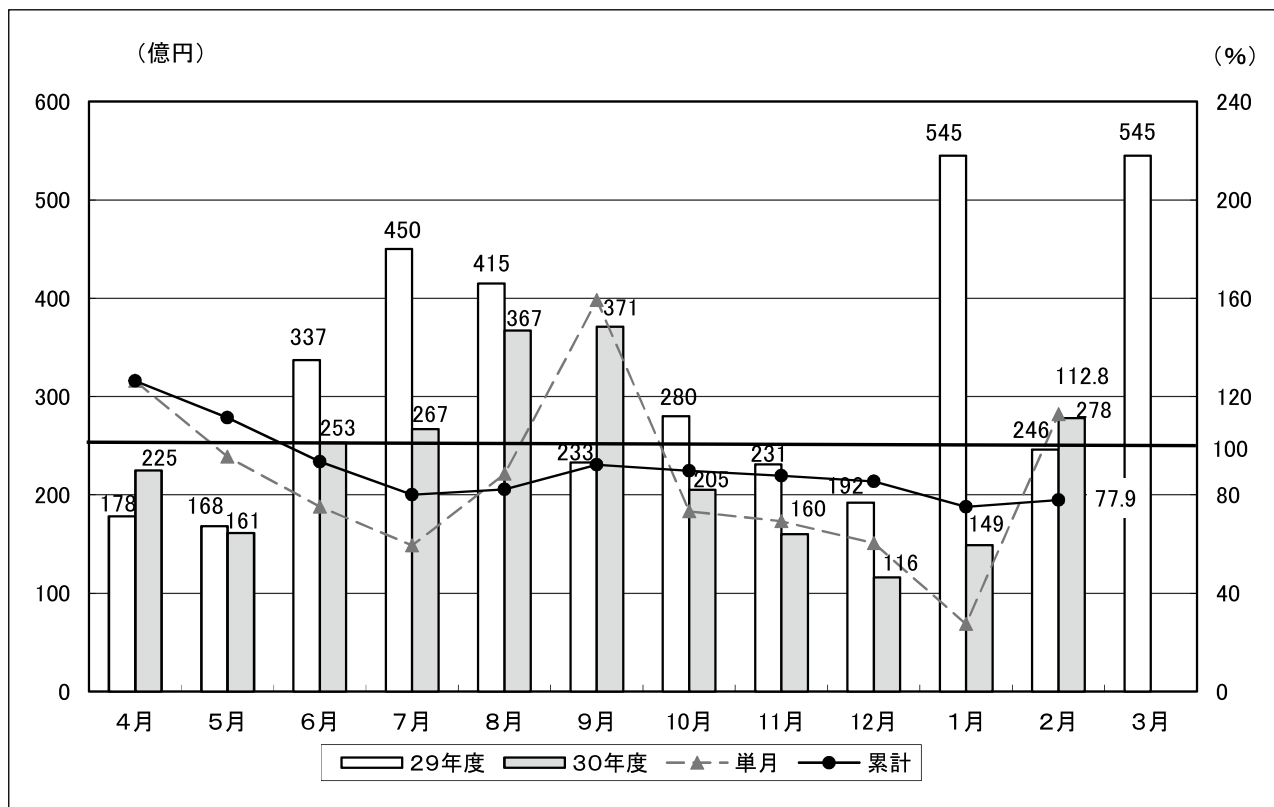
西日本建設業保証(株) 沖縄支店

▼ 概況

(単位：件、百万円、%)

	当 月		前年同月比		累 計		前年同期比	
	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額
国	27	19,091	79.4	116.9	407	81,930	85.9	52.1
独立行政法人等	1	7	<	<	28	4,614	82.4	102.1
沖縄県	43	2,581	119.4	88.6	906	65,752	98.2	97.8
市町村	73	3,658	104.3	100.4	1,514	89,684	93.3	108.7
その他	9	2,494	112.5	139.7	129	13,687	89.6	82.7
平成30年度	153	27,833	103.4	112.8	2,984	255,669	93.3	77.9
平成29年度	148	24,674	82.7	89.7	3,198	328,112	91.5	111.7
平成28年度	179	27,499	76.2	61.4	3,496	293,673	98.2	102.9
平成27年度	235	44,788	103.1	176.4	3,559	285,450	92.2	105.1
平成26年度	228	25,384	80.9	117.1	3,861	271,597	92.5	112.1

▼ 月別請負金額、単月・累計前年対比の推移



お知らせ

次の発注者で中間前金払制度が新規採用され、
県内市町村全ての発注者で同制度が導入になりました!!

【中間前金払制度とは】

- ◆ 請負金額の40%に相当する前払金に加え、工期と出来高が1/2を超えた時点で、追加で請負金額の20%を受領できる制度です。

〈中間前金払制度を新規採用した発注者〉

4月1日付

金武町

請負金額：確認中

4月1日付

八重瀬町

請負金額：1000万以上

4月1日付

与那国町

請負金額：150万以上

4月1日付

多良間村

請負金額：150万以上

4月1日付

渡名喜村

請負金額：確認中

4月1日付

今帰仁村

請負金額：150万以上

お申し込み・お問い合わせは下記までお願いします。

西日本建設業保証株式会社 沖縄支店（担当：入江、濱岡）

TEL：098-876-1981 FAX番号：098-876-1985

人材開発支援助成金の案内

人材開発支援助成金は、労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を効果的に促進するため、雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練などを計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。企業の人材育成と労働者の職業能力開発のために、ぜひ、ご活用ください。

〈平成 30 年 4 月 1 日からの主な改正内容〉

- キャリアアップ助成金の人材育成コース、建設労働者確保育成助成金の認定訓練コース及び技能実習コース、障害者職業能力開発助成金を統合し、助成メニューを7類型（特定訓練コース、一般訓練コース、特別育成訓練コース、教育訓練休暇付与コース、建設労働者認定訓練コース、建設労働者技能実習コース、障害者職業能力開発コース）に整理統合しました。
 - 労働生産性が向上している企業について支給する割増助成分について、特定訓練コースのみ、訓練開始日が属する会計年度の前年度とその3年度後の会計年度と比較する成果主義へ変更しました。
 - 制度導入助成について、教育訓練休暇付与コースを新設するとともに、キャリア形成支援制度導入コース及び職業能力検定制度導入コースについては、平成29年度限りで廃止いたしました。
- その他詳細はHP (http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html) などでご確認ください

〈各コースの申請期限〉

○訓練実施計画（訓練様式第1号）

→訓練開始日から起算して1カ月までに提出するようお願いします。

例：訓練開始日が7月1日である場合、6月1日が提出期限

訓練開始日が7月15日である場合、6月15日

訓練開始日が7月31日である場合、6月30日（6月31日がないためその前日）

訓練開始日が9月30日である場合、8月30日（前月の同日が期限）

訓練開始日が3月29日、30日、31日である場合、いずれも2月28日（2月29日までである場合は29日）

※新たに雇い入れた被保険者のみを対象とした訓練等雇い入れ日から訓練開始日までが1カ月以内である訓練等の訓練実施計画届の提出期間については、訓練開始日から起算して原則1カ月前に提出するようお願いします。

※訓練実施計画届提出時において、提出が困難な添付書類がある場合には当該添付書類について訓練開始日の前日までに提出するようお願いします。

※申請期限について平成29年度と取り扱いが異なるのでご注意ください。

人材開発支援助成金

特定訓練コース	・労働生産性の向上に係る訓練 ・技能継承等の訓練	・雇用型訓練 ・グローバル人材育成の訓練	・若年労働者への訓練
一般訓練コース	上記以外の訓練		
教育訓練休暇付与コース	・有給教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合に助成		
特別育成訓練コース	・一般職業訓練	・有期実習型訓練	・中小企業等担い手育成訓練
建設労働者認定訓練コース	・認定職業訓練または指導員訓練のうち建設関連の訓練		
建設労働者技能実習コース	・安衛法に基づく教習及び技能講習や特別教育 ・能開法に規定する技能検定試験のための事前講習 ・建設業法施行規則に規定する登録機関技能者講習 など		
障害者職業能力開発コース	・障害者職業能力開発訓練施設等の設置等 ・障害者職業能力開発訓練運営費（人材費、教材費等）		

お問い合わせ先

沖縄労働局職業安定部
職業対策課 助成金センター
TEL:098-868-1606
FAX:098-868-1612

〔助成額・助成率〕（ ）内は中小企業以外の助成額・助成率

支給対象となる訓練	賃金助成 (1人1時間当たり)		経費助成		実施助成 (1人1時間当たり)	
		生産性要件を満たす場合		生産性要件を満たす場合		生産性要件を満たす場合
① 特定訓練コース ※						
Off-JT	760円(380円)	960円(480円)	45%(30%)	60%(45%)	—	—
OJT	—	—	—	—	665円(380円)	840円(480円)
② 一般訓練コース						
Off-JT	380円	480円	30%	45%	—	—
③ 教育訓練休暇付与コース	—	—	30万円	36万円	—	—

※認定実習併用職業訓練において、建設業、製造業、情報通信業の分野（特定分野）の場合は経費助成率を30%→45%、45%→60%、60%→75%へ引き上げます。

Message ～後輩たちへ～

常にテクニックを磨きスキルアップを!!

溶接工という職種に興味があったことと、比嘉工業には沖縄で一番の溶接のプロがいるというのが入社のかっけです。後輩たちには、いま自分が持っているスキルやテクニックを活かしながら、より多くのスキルやテクニックを身に付けるにはどうしたらいいのか、また会社が必要とする人材とは、などを考えることも大事だと伝えたいです。



初めての現場では主にグラインダー作業や玉掛け作業、道具渡し、足場の組立などをやりました。夜間作業もあったので体力的にきつかったです。



美里工業高等学校出身

佐和田 史輝さん(19歳)

(比嘉工業株式会社 工事部)

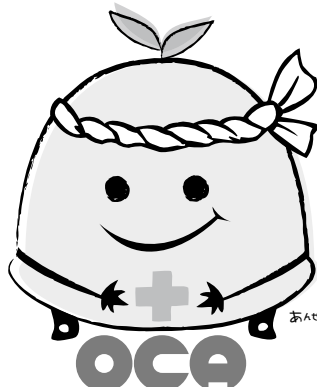
さわだ・りき／沖縄市出身／2017年
3月美里工業高校機械科卒業／
2017年4月比嘉工業㈱入社

将来の夢: 溶接の上手さを競う全国規模の大会に出場して1位をとって会社に貢献できたらいいと思います。

沖建協「見える化」イメージアップキャラクター

あんぜんぼーや 誕生!!

地域と共に、未来を築く



Okinawa General
Contractors
Association

あんぜんぼーや

私たちは、沖縄県建設業協会会員です。

一般社団法人 沖縄県建設業協会
Okinawa General Contractors Association

建設業界のイメージアップと沖縄県建設業協会会員の「見える化」を図るため、協会のイメージアップキャラクター「あんぜんぼーや」のシールを作成しました。(A4サイズ、A3サイズ)

協会会員が施工する建設現場の出入り口など人目に触れる機会の多い場所に貼って、協会会員であることを示すPR活動に使用してください。

追加で必要な場合は、所属支部窓口で配布します。

2019年3月の動き

日	曜	沖建協・建産連・土木技士会・青年部会等	その他会議・講習会等
1	金		・沖縄総合事務局防災・危機管理課「沖縄の持続的な発展を支える防災対応推進会議」(那覇市) ・建設業振興基金「建設キャリアアップシステムに関する実務担当者向け全国集合研修会」(東京都) ・建設業振興基金「建設産業人材確保・育成推進協議会全国担当者会議」(東京都)
4	月		・全国建産連「総務委員会」(東京都)
5	火		・全建「建設生産システム委員会」(東京都)
8	金	・沖建協青年部会「役員会」(沖建協委員会室)	
10	日		・建設業振興基金「建設業経理士検定試験(1・2級)、建設業経理事務士検定試験(3・4級)」(宜野湾市)
11	月		・おきなわ建設フェスタ事務局「実行委員会」(那覇市)
12	火		・県労働政策課「契約審議会」(那覇市) ・全国土木技士会「企画運営委員会」(東京都) ・九州建設青年会議「役員会・意見交換会・全国大会実行委員会」(福岡県) ・おきなわ技能五輪・アビリンピック2018推進協議会「幹事会」(那覇市) ・沖縄建設新聞「取締役会」(那覇市)
13	水	・沖建協「労務対策委員会」(沖建協委員会室) ・沖建協「総務委員会」(建労センター)	
14	木	・建産連「役員会」(ロイヤルオリオン)	・建設業振興基金「監理技術者講習」(浦添市) ・九州地区土木技士会「事務局長会議」(那覇市)
18	月		・全建「協議委員会」(東京都) ・建退共本部「評議委員会」(東京都)
19	火		・建設業福祉共済団「都道府県建設業協会会長会」(東京都) ・建設業振興基金「参与会」(東京都) ・建災防本部「理事会」(東京都) ・暴力団追放沖縄県民会議「臨時評議員会」(那覇市) ・建設技術センター「定時理事会」(那覇市)
20	水	・沖建協「正副会長会議」(建労センター)	・防衛協会「三役会」(那覇市)
22	金	・沖建協「役員会」(建労センター)	・パシフィックテクノカレッジ学院「教育課程編成委員会」(宜野湾市) ・県技術・建設業課「沖縄県ICTモデル事業支援協議会」(浦添市)
25	月		・環境整備センター「取締役会」(那覇市) ・建退共本部「支部事務局長会議」(東京都)
26	火		・建設業振興基金「監理技術者講習」(浦添市) ・全建「全国専務理事・事務局長会議」(東京都) ・おきなわ技能五輪・アビリンピック2018推進協議会「総会」(那覇市)
27	水		・経済団体会議「幹事会」(那覇市)

2019年4月の行事予定

日	曜	沖建協・建産連・土木技士会・青年部会等	その他会議・講習会等
4	木		・建設業振興基金「監理技術者講習」(浦添市)
5	金	・沖建協「総務委員会」(沖建協委員会室)	
9	火	・沖建協「1級建築(学科)施工管理技術検定試験受験準備講習会①」(建労センター) ・沖建協「新入社員等研修」～4/11(木)迄(石川青少年の家) ・沖建協青年部会「役員会」(沖建協委員会室)	
10	水	・沖建協「1級土木(学科)施工管理技術検定試験受験準備講習会①」(建労センター)	
11	木	・沖建協「1級建築(学科)施工管理技術検定試験受験準備講習会②」(建労センター)	
12	金	・沖建協「1級建築(学科)施工管理技術検定試験受験準備講習会③」(建労センター) ・沖建協北部支部「総会」(ホテルゆがふいんおきなわ)	
15	月	・沖建協「現場見学会及び実習・企業説明会・資格取得支援等打ち合わせ会議」(建労センター)	・沖縄高専産学連携協力会「理事会・総会」(那覇市)

事務局から

日 曜	沖建協・建産連・土木技士会・青年部会等	その他会議・講習会等
15 月	・沖建協青年部会「総会・特別講演会」(建労センター)	
16 火	・沖建協「1級土木(学科)施工管理技術検定試験受験準備講習会②」(建労センター) ・沖建協南部支部「総会」(サザンビーチホテル)	・道路利用者会議「理事会」(那覇市) ・土木学会西部支部沖縄会「幹事会」(那覇市)
17 水	・沖建協「1級土木(学科)施工管理技術検定試験受験準備講習会③」(建労センター)	・九建協「専務理事・事務局長会議」(佐賀県) ・九建協「会長会議」(佐賀県)
18 木	・沖建協八重山支部「総会」(八重山建設会館) ・沖建協浦添・西原支部「総会」(建労センター) ・沖建協中部支部「総会」(中部建設会館)	
19 金	・沖建協青年部会「広報委員会」(建労センター) ・沖建協宮古支部「総会」(宮古建設会館) ・沖建協那覇支部「総会」(ハーバービュー)	
25 木		・建設業振興基金「監理技術者講習」(浦添市) ・建退共本部「建退共支部事務担当者会議・研修会」～4/26(金)迄(東京都)
26 金	・沖建協「建設産業合同企業説明会事前打ち合わせ会議」(建労センター)	

【4月号会員の異動】

新入会員

支部名	北部支部
会社名	(有)ナザキ開発
代表者名	内間 保
入会日	平成31年3月26日
郵便番号 所在地	〒905-0015 名護市大南3-10-10
TEL	0980-54-8605
FAX	0980-54-8606

代表者・所在地・組織 等

ページ	支部名	会社名	変更事項	変更前	変更後
P18	那覇	(株)佐平建設	TEL FAX	098-941-2222 098-941-2224	098-851-8352 098-851-8353

退 会

ページ	支部名	会社名	代表者名
P38	北部	(有)仲宗根組	仲宗根 清仁

沖建協会報 2019年4月号(第587号)
平成31年4月1日発行
発行人 源河 忠雄

発行所 一般社団法人 沖縄県建設業協会
〒901-2131 沖縄県浦添市牧港5-6-8
TEL.098(876)-5211
FAX.098(870)-4565
編集 株式会社沖縄建設新聞

建退共制度のご案内

この制度は、建設現場で働く方々のために、「中小企業退職金共済法」という法律により国が作った退職金制度です。

事業主の方は、現場で働く方々の共済手帳に働いた日数に応じて、掛金となる共済証紙を貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに、建退共から退職金を支払うといういわば業界全体での退職金制度です。

お知らせ

中小企業退職金共済法の一部改正などに伴い、平成28年4月1日から建退共の制度が下記のとおり変更となりました。

I. 退職金の予定運用利回りの変更について

中小企業退職金共済法に基づき5年に1度検討を行うこととされており、今回、検討の結果、建退共の退職金の予定運用利回りが2.7%から3.0%に引き上げられました。

このため、退職金の額に関する政令が改正されました。

※平成15年10月1日以降の掛金納付があり、かつ平成28年4月1日以降に退職金請求事由が発生される者

については、平成15年10月1日以降の掛金納付分についても3.0%の予定運用利回りが適用されます。

※掛金納付月数が12月以上24月未満の場合、退職金の額は掛金納付額の3～5割程度の額となります。

II. 退職金の支給要件緩和について

これまで、掛金納付月数が24月未満の場合については退職金の不支給期間となっておりましたが、これが12月未満に緩和されました。(死亡による場合は12月未満で変更ありません。)

※平成28年3月31日以前に退職金請求事由が発生する方は従来通りとなります。

III. 被共済者による移動通算の申出期間の延長について

建退共制度と中退共制度、清退共制度及び林退共制度との間を移動した場合、退職後2年以内であった通算の申出期間が3年以内まで延長されました。

IV. 移動通算できる退職金額の上限撤廃について

これまで、移動通算できる額の上限を超える金額は差額給付金として被共済者に支給していましたが、その上限が撤廃され、全額が移動先の制度に移換できるようになりました。

※詳細については、建退共ホームページに掲載しております。

国の制度

5

つの特長

1 国の制度なので安全確実かつ簡単

退職金は国で定められた基準により計算して確実に支払われます。
手続きはきわめて簡単です。

2 退職金は企業間を通算して計算

退職金は、A企業からB企業にかわっても、それぞれの期間が全部通算して計算されます。

3 国が掛金の一部を補助

新たに加入した労働者（被共済者）については、
国が掛金の一部（初回交付の手帳の50日分）を補助します。

4 掛金は損金扱い

掛金は、税法上全額について、法人では損金、個人企業では必要経費として扱われます。
(法人税法施行令第135条、所得税法施行令第64条1項第1号及び第2項)

5 運営費は国が補助

機構の運営に要する主たる費用は、国の補助でまかなわれますので、
納めた掛金は運用利息とともに退職金給付に充当されます。

●お問い合わせは ☎ 901-2131 沖縄県浦添市牧港五丁目6番8号

建退共 沖縄県支部 電話 098-876-5214

2019 2020年 3月卒 建設産業 合同企業説明会



沖縄の建設産業に
関心のある方へ
ぜひご参加ください

県内各企業・専門学校(進学)ごとにブースを設置しております。自由に巡回することができ、担当者より直接説明を受けたり、対話形式で話を聞くことができます。

2019年
6月4日 火 10:00~16:00
沖縄コンベンションセンター(展示棟)

県内建設関連企業

参加企業

業種 土木・建築・電気・管工事・造園・設計・コンサル・経理・営業・総務等予定
その他進学 沖縄職業能力開発大学校・ポリテクセンター・パシフィックテクノカレッジ等

問合せ先

(一社)沖縄建設業協会
庶務課

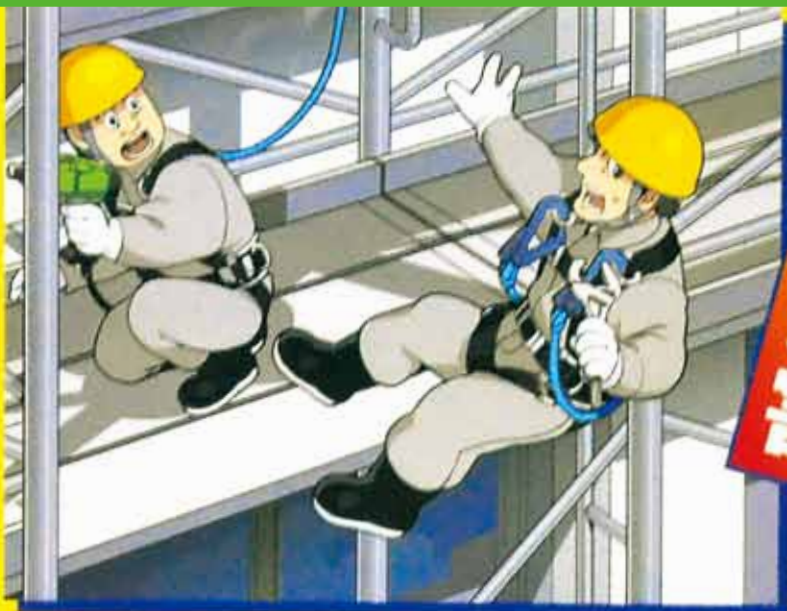
TEL: 098-876-5211



県内学生の皆様(高校、専門学校、高専、短大、大学(※2・3年生、普通科高の方も可)、保護者の皆様もご参加お待ちしております

■主催:一般社団法人沖縄県建設業協会・一般社団法人沖縄県建設産業団体連合会 ■後援:沖縄労働局、沖縄県、沖縄県教育委員会

三大災害をなくそう！



+

墜落・転落

災害

建設機械・
クレーン等



災害



災害

土砂崩壊

+